

※この様式に記載されている内容については、施設や組織の体系により、適宜変更してください。市へ提出する際は、この文書は削除し提出してください。

洪水に関する避難確保計画

【施設名： 】

令和 年 月 作成
(令和 年 月 変更)

様式編 目 次

様式 1～様式 5 及び別紙 1～別紙 3 は、志摩市に提出

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	防災体制	2	様式 2
5	情報収集及び伝達	3	様式 3
6	避難誘導	4	様式 4
7	防災教育及び訓練の実施	6	様式 5
別紙 1	組織図	7	
別紙 2	避難経路図（施設外避難）	8	
別紙 3	避難経路図（施設内避難）	9	

個人情報等を含むため適切に管理 ※志摩市への提出は不要

別紙 4	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10
別紙 5	施設利用者緊急連絡先一覧表	11
別紙 6	緊急連絡網	12
別紙 7	外部機関等への緊急連絡先一覧表	13

1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

施 設 名	
住 所	
階 数	
構 造	
指定河川名	

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

表 1 防災体制確立の判断時期及び役割分担

レベル	統括班の動き	情報収集班の動き	避難誘導班の動き
警戒レベル1 ⇒災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・防災気象情報等の収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)
警戒レベル2 ⇒注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等招集 ・(避難開始判断)	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)
警戒レベル3 ⇒警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・防災気象情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始
警戒レベル4 ⇒非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡 ・施設職員への情報伝達	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)
警戒レベル 1	・ 警報級の可能性（大雨または暴風警報）「中」または「高」が発表された場合 ・ 台風の接近が予想されている場合		
警戒レベル 2	・ レベル 2 大雨、氾濫注意報が発表された場合 ・ レベル 2 氾濫注意情報が発表された場合		
警戒レベル 3	・ 高齢者等避難が発令された場合 ・ レベル 3 大雨、氾濫警報が発表された場合 ・ レベル 3 氾濫警戒情報が発表された場合		
警戒レベル 4	・ 避難指示が発令された場合 ・ レベル 4 大雨、氾濫危険情報が発表された場合 ・ レベル 4 氾濫危険情報が発表された場合 ・ 内水氾濫危険情報が発表された場合		

洪水による施設の浸水深

1 浸水深

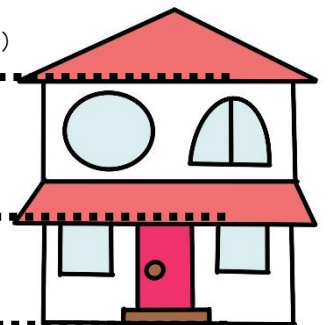
- ☐ 5. 0m以上
- ☐ 3. 0mから 5. 0m未満
- ☐ 0. 5mから 3. 0m未満
- ☐ 0から 0. 5m未満

5.0m以上（2 階建て建物水没・3 階浸水）

3.0～5.0m未満（2 階浸水）

0.5～3.0m未満（1 階浸水）

0～0.5m未満（床下浸水・地下浸水）



5 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、統括班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、施設の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防本部等へ通報する。

表 2 主な情報及び収集方法

	収集する情報	収集方法
共通の 情報	【防災気象情報（気象庁）】 ・ 早期注意情報（警報級の可能性）	・ テレビ、ラジオ、インターネット等 ※気象庁 HP (http://www.jma.go.jp)
	【避難情報（市町村）】 ・ 警戒レベル 3 高齢者等避難 ・ 警戒レベル 4 避難指示 ・ 警戒レベル 5 緊急安全確保	・ テレビ、ラジオ、インターネット等 ○気象庁 HP（キキクル） (https://www.jma.go.jp/jma/index.html) ○国土交通省「川の防災情報」 (https://www.river.go.jp/index)
	【避難所の開設状況（市町村）】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・ 市からの緊急速報メール ・ テレビ、ラジオ、インターネット等 ※志摩市 HP (https://www.city.shima.mie.jp/) ・ 防災行政無線 ・ 志摩市くらしの情報アプリ

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

表 3 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害の情報	情報収集班	電話	志摩市役所、志摩市消防本部
避難の準備	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者及び家族
避難の開始	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者及び家族
		電話	志摩市役所
避難の完了	避難誘導班	電話	志摩市役所

※「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内職員間で共有する。

6 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、（建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合）屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

表 4 避難場所

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
施設内避難			

(2) 避難基準

① 市からの避難情報に基づく判断

避難情報等の発令があった場合に、避難等を開始する。

② 自主避難の判断

施設周辺への浸水その他の危険現象を察知した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始するものとし、直ちに市役所へも報告する。危険現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市役所・消防本部等に報告する。

(3) 避難誘導

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

① 避難場所へ避難の場合

- ・ 避難場所までの移動は、_____によるものとする。
- ・ 施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・ 施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 自力歩行不能者の搬送方法は、_____によるものとする。
- ・ 施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

(4) 避難経路

- ① 避難場所 _____ へ避難の場合
(経路図は、別紙2のとおり)

② 施設内避難の場合

- ・施設内の避難経路はエレベータおよび _____ 階段とする。
- ・停電時にはエレベータが停止することに留意する。
(経路図は、別紙3のとおり)

(5) 施設周辺や避難経路の点検

① 施設周辺の点検

- ・ _____ に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検し、支障となるものはあらかじめ取り除いておく。
- ・施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障となるものは速やかに移動する。

② 避難経路の点検

- ・ _____ までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員で情報を共有する。

③ 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。
- ・避難の開始と完了を市役所に報告する。

④ 避難の確保を図るための施設の整備

- ・停電時における予備電源確保のため、発電機を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- ・情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、パソコン、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、カルテのバックアップデータ 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

7 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設管理者は、洪水の危険性及び前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と一連で実施することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 洪水の危険性及び前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め水害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 情報収集及び伝達
- ② 避難判断
- ③ 避難訓練（利用者の状況に応じた避難手法、避難方法など）

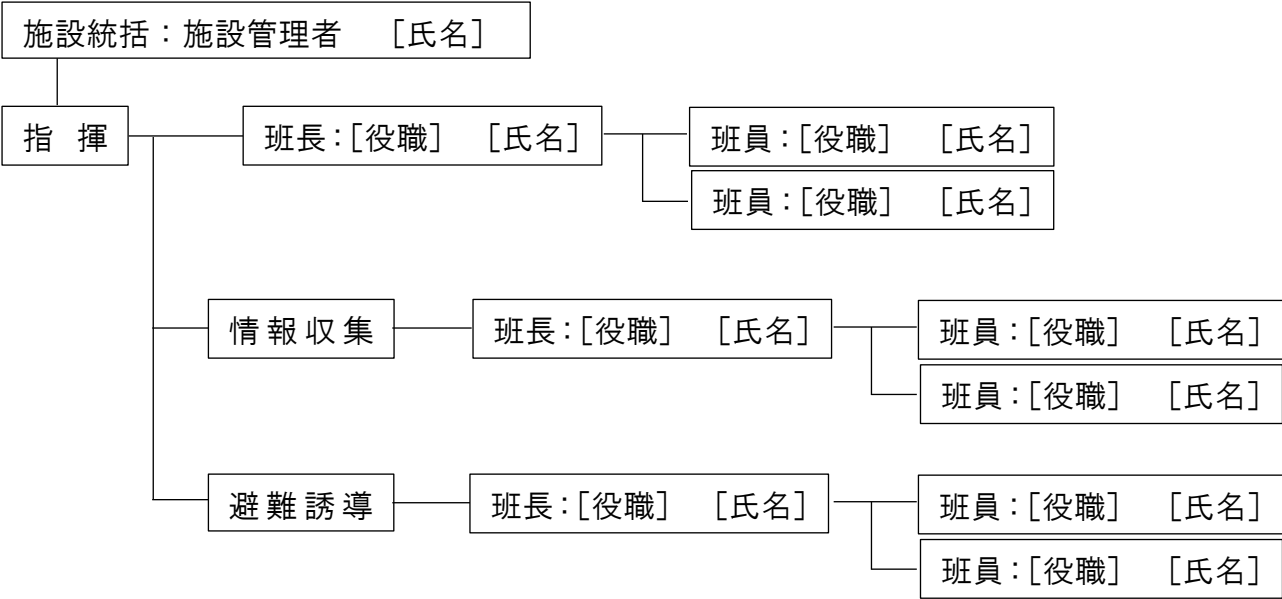
(3) 訓練の実施時期

訓練の実施時期は、次のとおりとする。

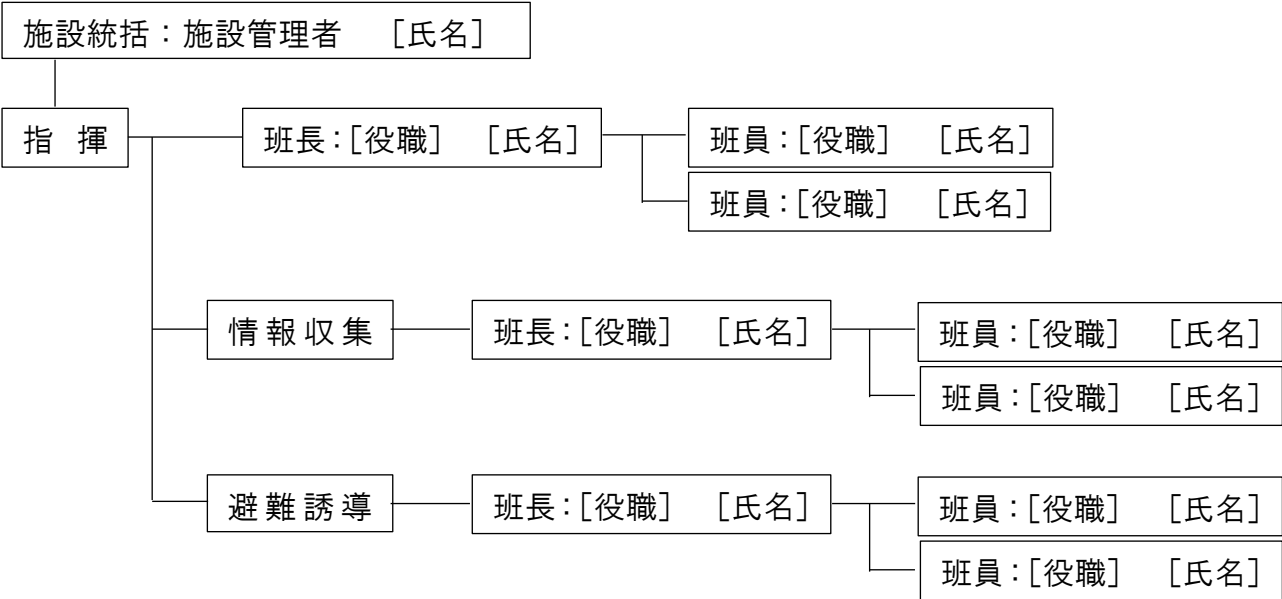
- ① 訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね_____回行う。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（_____月まで）に実施する。

【組織図】

《昼間》



《夜間》

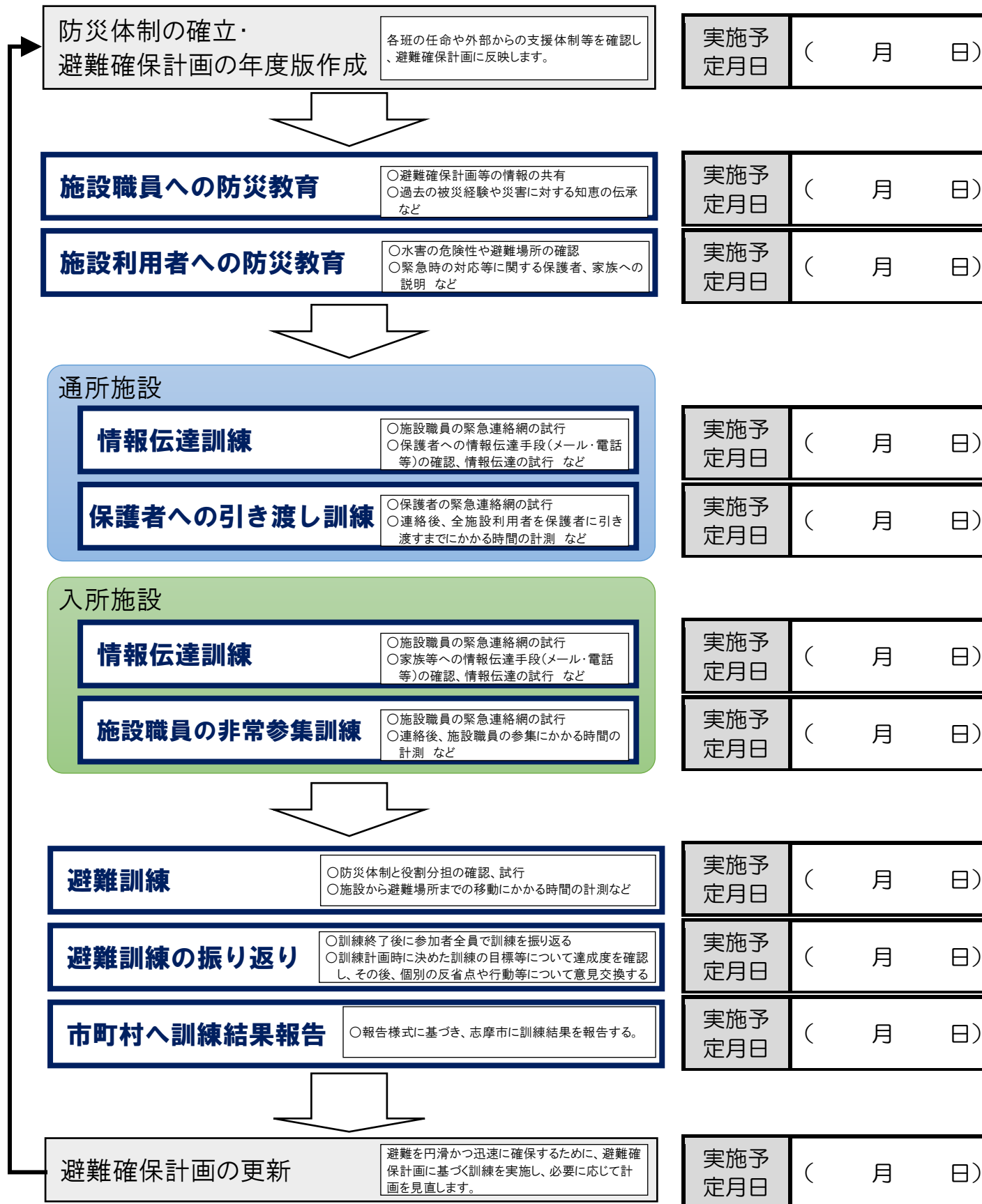


避難経路図

施設所在地	
避難場所	

避難経路図

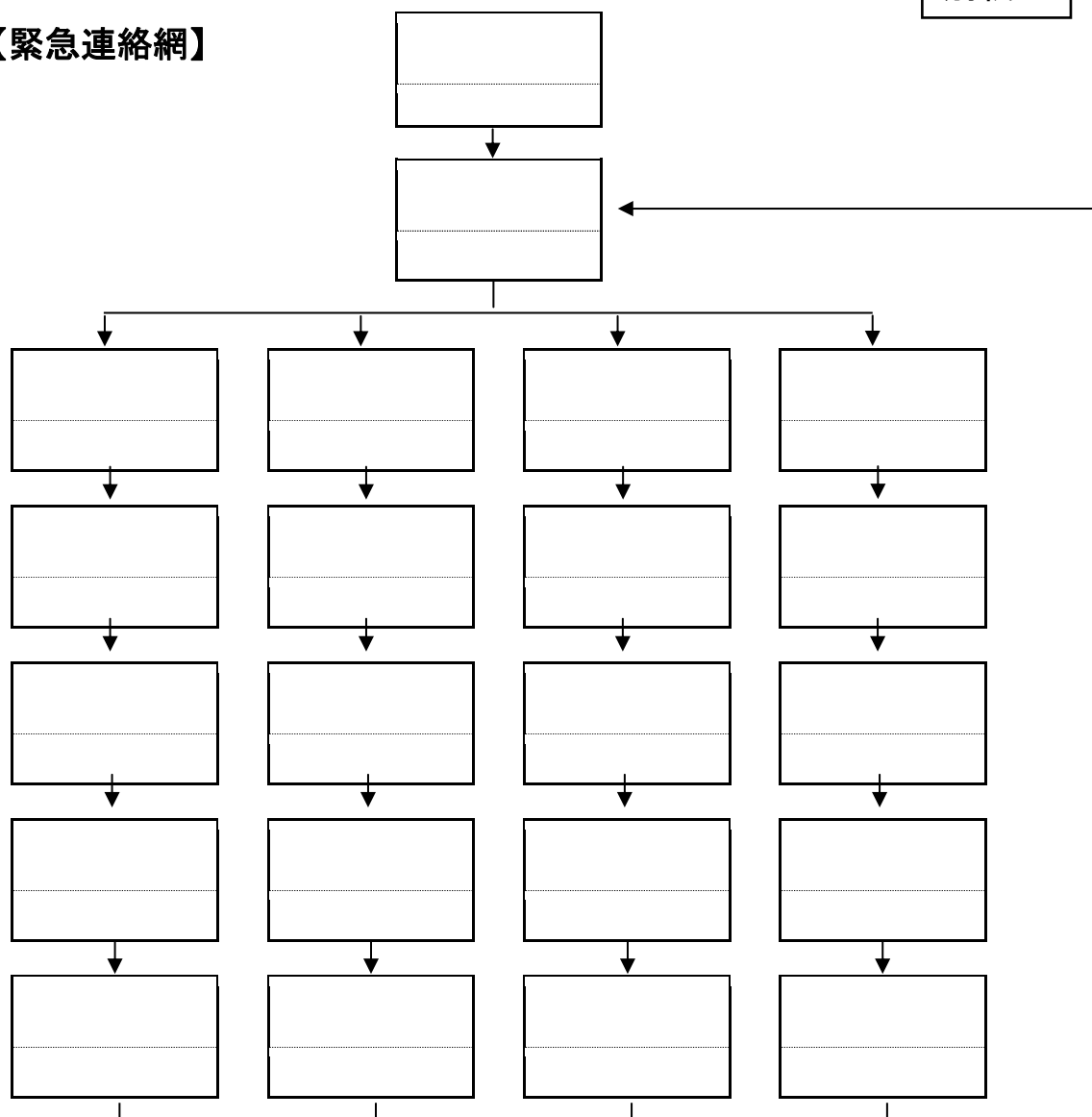
【防災教育及び訓練の年間計画作成例】



【施設利用者緊急連絡先一覧表】

[illegible]

【緊急連絡網】



【対応別避難誘導方法一覧表】

[illegible]

避難場所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.自宅へ送る 8.家族へ引き渡し 9.病院に搬送 10.その他